

平成二十八年文部科学省・厚生労働省令第一号

公認心理師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令

公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第十条第一項及び第二項、第十三条第二項（同法第三十八条において準用する場合を含む。）、第十四条第二項及び第三項、第十七条（同法第三十八条において準用する場合を含む。）、第十九条（同法第三十八条において準用する場合を含む。）、第二十七条、第三十六条第一項及び第二項並びに第三十九条の規定に基づき、公認心理師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令を次のように定める。

（指定の申請）

第一条 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号。以下「法」という。）第十条第二項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 名称及び主たる事務所の所在地
二 公認心理師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 試験事務を開始しようとする年月日
四 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書
二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度の財産目録

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

五 役員の氏名及び略歴を記載した書類
六 現に行っている業務の概要を記載した書類
七 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

八 法第十四条第四号イ及びロのいずれにも該当しない旨の役員の申述書

（指定試験機関の名称の変更等の届出）

第二条 法第十条第一項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）は、その名称若しくは主たる事務所の所在地又は試験事務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 変更後の指定試験機関の名称若しくは主たる事務所の所在地又は試験事務を行う事務所の名称若しくは所在地
二 変更しようとする年月日
三 変更の理由

2 指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地
二 新設し、又は廃止しようとする事務所において試験事務を開始し、又は廃止しようとする年月日
三 新設又は廃止の理由

（役員の選任及び解任）

第三条 指定試験機関は、法第十一条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 選任又は解任に係る役員の氏名
二 選任し、又は解任しようとする年月日
三 選任又は解任の理由

2 前項の申請書（選任に係るものに限る。）には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 選任に係る役員の略歴を記載した書類
二 選任に係る役員の法第十四条第四号イ及びロのいずれにも該当しない旨の申述書（事業計画等の認可の申請）

第四条 指定試験機関は、法第十二条第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第十二条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項
二 変更しようとする年月日
三 変更の理由

（試験事務規程の認可の申請）

第五条 指定試験機関は、法第十三条第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に試験事務の実施に関する規程を添えて、これを文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第十三条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項
二 変更しようとする年月日
三 変更の理由

（試験事務規程の記載事項）

第六条 法第十三条第二項の文部科学省令・厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 試験事務の実施の方法に関する事項
二 受験手数料の収納の方法に関する事項
三 法第十四条第一項に規定する公認心理師試験委員（以下「試験委員」という。）の選任及び解任に関する事項

四 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
五 試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

六 その他試験事務の実施に関し必要な事項（試験委員の要件）

第七条 法第十四条第二項の文部科学省令・厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において心の健康に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあった者

二 文部科学大臣及び厚生労働大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

第八条 法第十四条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出することによって行われなければならない。

一 選任した試験委員の氏名及び略歴又は変更した試験委員の氏名
二 選任し、又は変更した年月日
三 選任又は変更の理由

第九条 指定試験機関は、試験事務を実施したときは、試験実施年月日及び試験地並びに受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所、試験科目ごとの成績及び合格の別並びに合格した者については合格証書の番号を記載した帳簿を作成し、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。

（試験結果の報告）

第十条 指定試験機関は、試験事務を実施したときは、遅滞なく、試験実施年月日、試験地、受験申込者数及び受験者数を記載した試験結果報告書並びに合格者の受験番号、氏名、生年月日、住所、試験科目ごとの成績及び合格証書の番号を記載した合格者一覧表を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

（受験停止の処分等の報告）

第十一条 指定試験機関は、法第十五条第一項の規定により読み替えて適用する法第八条第一項の規定により、公認心理師試験に関する不正行為に關係のある者に対して、その受験を停止させ、又はその試験を無効としたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 処分を行った者の氏名、生年月日及び住所
二 処分の内容及び処分を行った年月日
三 不正の行為の内容

（受験禁止の処分の通知）

第十二条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、法第八条第二項の処分を行ったときは、次に掲げる事項を指定試験機関に通知するものとする。

一 処分を行った者の氏名、生年月日及び住所
二 処分の内容及び処分を行った年月日
（立入検査を行う職員の証明書）

第十三条 法第二十條第二項の職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

（試験事務の休廃止の許可の申請）

第十四条 指定試験機関は、法第二十一条の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲
二 休止し、又は廃止しようとする年月日
三 休止しようとする場合にあっては、その期間

四 休止又は廃止の理由

（試験事務の引継ぎ等）

第十五条 指定試験機関は、法第二十一条の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合、法第二十二條の規定により指定を取り消された場合又は法第二十五條第二項の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合

異議横式 (第 13 条、第 22 条関係)	
(第 1 部)	
12 訂正番号とル	
第 号	三人異議横式身分証明書
職 名 氏 名 生年月日	
上記の者は、公証人横式 (平成27年法律第66号) 第20条第1項 (第2項各号において訂正する部分を含む。) の規定により本人の署名において訂正をなしたと証明する。	
年 月 日交付	
文書科学士印 	修正官職人印

〔様式第1号〕 公選入職試験（第1回）	
（記入様式）	
第24条 本選科中區及び理定区職入試は、この法律を執行するため必要があると認めるときは、その必要の範囲で、その職員の、指定試験機関の事務所に出入り、指定試験機関の機密、書類その他の必要な物件を閲覧させ、又は関係者に質問をすることが出来る。	
2 前項の規定により入職者を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。	
3 前項の規定を行う職員は、当該職員の求めたものを受領してはならない。	
（様式）	
第24条 第24条第1項及び第2項、第24条から第26条まで並びに第24条から第26条までの規定は、指定試験機関について準用する。 この場合において、……（中略）……と読み替えるものとする。	
〔様式第2号〕	
第24条 次の各号のいずれかに該当するときは、その職定行為をした指定試験機関又は指定試験機関の役員又は職員は、二年以下の懲役に処する。 一、第24条第1項（第24条において準用する場合を含む。）の規定による入職者しくは検査を拒み、拒否、若しくは怠慢し、又は質問に対して回答をせず、若しくは虚偽の回答をしたとき。	